

業務委託単価契約書契約条項

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務の委託単価契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、仕様書及び発注書に従い、これを履行しなければならない。

(発注書の交付及び受領等)

第2条 委託者は、受託者に業務を委託する必要があるときは、発注書により発注するものとする。

2 受託者は、委託者が前項の規定により発注したときは、直ちに発注書を受領しなければならない。

3 受託者は、委託者の発注内容について、数量、場所等から判断して期限内に履行することができないときは、発注書の受領時にその旨申し出なければならない。

4 前項に規定する申出を怠った場合、受託者は、履行遅延の責めを負うものとする。

(実施基準)

第3条 受託者は、本契約に関し仕様書等及び契約条項に明示されていない事項であっても、その性質上当然必要なものは、委託者と受託者とが協議の上、受託者の負担で実施するものとする。

(一括再委託の禁止)

第4条 受託者は、この契約による業務の全部を一括して、又は業務の主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により委託者に申し出て、委託者の書面による承諾を得なければならない。

(検査)

第5条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに完了届を委託者に提出し、委託者の指定する職員の検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のために変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する費用は、すべて受託者の負担とする。

2 受託者は、委託者の指定する日時において検査に立ち会うものとし、立ち会わなかったときは検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 委託者は、支障のない限り、第1項の完了届の提出があつてから10日以内に検査を完了するものとする。

4 受託者は、第1項の検査に合格したときをもって履行を完了したものとする。ただし、完了後であっても、業務その他に関する不適性については、受託者は、その責めを負うものとする。

(手直し)

第6条 受託者は、前条第1項の検査に合格しない場合で、委託者が特に1回に限り手直しを認めたときは、委託者の指定した期間内にこれを完了しなければならない。

2 前項の手直しが完了したときは、前条各項の規定を準用する。

(代金の支払い)

第7条 契約代金の支払いは1箇月単位とし、受託者は、請求書を提出して、委託者に請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求書を受けた日から30日以内に、小切手で支払うものとする。ただし、受託者の申出により現金、口座振替、その他の方法により支払うことができる。

3 契約保証金を納付している場合は、履行期間の最終月の業務についての履行完了後、前項の規定を準用して受託者に返還するものとする。

4 委託者は、第2項の支払期間内に契約代金の支払いをしないときは、受託者に対して、遅延日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率(以下「法定率」という。)を乗じて計算した金額を、遅延利息として支払うものとする。ただし、受託者の事情により代金を受領しないときは、この限りでない。

第8条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、代金の支払いを拒むことができる。

- (1) 発注書によらないで業務を行ったとき。
- (2) 発注書を紛失したとき。
- (3) 業務を完全に履行しなかったとき。

(履行期限の延長)

第9条 受託者は、天災事変その他やむを得ない理由により、履行期限内に業務を履行することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。この場合、委託者は、その願い出を相当と認めるときは、これを承認することができる。

2 前項の願い出は、履行期限内にしなければならない。ただし、特別の理由

がある場合は、この限りでない。

(遅延違約金)

第10条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期限内に履行することができない場合は、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 受託者は、前項の規定により委託者から損害金の支払いを請求されたときは、遅延日数に応じ、請求金額に法定率を乗じて計算した金額を遅延違約金として委託者に納付しなければならない。

3 第6条第1項の手直しが指定した期間内に完了しないときは、前2項の規定を準用する。

4 前2項の遅延違約金の徴収日数の計算には、検査に要した日数及び第6条の手直しに指定した期間を算入しない。

(契約変更等)

第11条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約の内容変更又は受託者の義務履行の中止をすることができる。

2 契約単価の変更は、原則として認めない。ただし、経済情勢の変動により契約単価が著しく不当となったときは、その実情に応じて委託者と受託者とが協議の上、契約単価を変更することができる。

(協議解除)

第12条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前条第1項の中止の期間が引き続き30日以上に及ぶときは、委託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第6条第1項の手直しがなされないとき。
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第13条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を了する目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないのでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第12条第2項の規定によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命

業務委託単価契約書契約条項

令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受託者(受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。ただし、正当な理由により契約解除の申出があったときは、委託者はこれを免除することができる。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 保険会社との履行保証保険契約に係る保険証券の提出により、契約保証金を免除された場合において、保険会社から委託者に補てんされた金額が契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に満たないときは、受託者は、不足額を納付するものとする。

5 本条の契約解除は、第10条の遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

(賠償の予定)

第14条 受託者は、第13条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第15条 委託者は、受託者から取得することができる金銭があるときは、受託者に支払う代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(守秘義務)

第16条 受託者は、業務の履行に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 受託者は、個人情報の保護に係る次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人の秘密を守ること。

(2) 指示目的以外の使用及び第三者への提供をしないこと。

(3) 事故が発生したときは、直ちに報告し、指示を受けること。

(4) 原稿等の複写及び複製をしないこと。

(5) 再委託をしないこと。(第4条第2項の規定により再委託をする場合を除く。)

(6) 第4条第2項の規定により再委託をする場合には、再委託先に対して第1号から第4号までに規定する個人情報の保護に係る事項を遵守させること。

(権利義務の譲渡等)

第18条 受託者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

(疑義の決定)

第19条 この契約条項及び仕様書の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約条項及び仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、解決するものとする。

(その他)

第20条 この契約の履行に要する費用その他この契約に関する費用は、すべて受託者の負担とする。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第21条 委託者は、受託者が渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成25年11月25日区長決裁。以下「要綱」という。)第4条第1項に基づく入札参加除外措置(以下「入札参加除外措置」という。)を受けた場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に満たないときは、受託者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約を解除された場合において、受託者に損害が生じてても、委託者は一切賠償の責を負わない。

5 受託者は、この契約の履行に当たり入札参加除外措置を受けている者に、この契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、又は委託を行ってはならない。また、受託者がこの契約の下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、委託者は受託者に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、受託者に損害が生じてても、委託者は一切賠償の責を負わない。

6 委託者は、前項の規定により下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、受託者に対し指名停止措置を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第22条 受託者は、この契約の履行に当たり、要綱第2条第4号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)から履行妨害や、不当要求等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに委託者に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

2 受託者は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに委託者に報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

3 受託者は前2項の規定による報告及び届出について、委託者が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

4 委託者は、受託者が正当な理由なく委託者への報告又は警察への届出を怠ったと認められるときは、受託者に対し指名停止措置を講ずることができる。

(男女平等及び多様性を尊重する社会の推進に関する特約)

第23条 受託者は、この契約の履行に当たり、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(平成27年条例第12号)第7条を踏まえ、男女の別による、又は性的少数者であること(性自認、性的指向、性表現など)に起因する差別を行わないこと。

(情報通信の技術を利用する方法)

第24条 この契約書において書面によりおこなわれなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。